

●香川県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年2月22日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
芳岡 美帆	三木町議会議員	芳岡一美後援会

(備考)

芳岡一美後援会については、資金管理団体の指定の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の指定の届出をした者の氏名は芳岡一美である。